

令和7年度 軽自動車税（種別割）税額表

原動機付自転車及び二輪車等の税率について

車 種 区 分		税額（年税額）
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用（コンバイン、トラクターなど）	2,000円
	その他（フォークリフト、ロードローラーなど）	5,900円
軽二輪車	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
特定小型原動機付自転車	電動キックボード	2,000円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

三輪及び四輪以上の軽自動車

車 種 区 分				税 額（年税額）		
				① 標準税率（旧）	② 標準税率（新）	③ 重課税率
軽自動車 （660cc以下）	三 輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円

- 平成23年4月1日から平成27年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等は上記表の①標準税率（旧）となります。
- 平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等を取得された場合は、上記表の②標準税率（新）となります。
- 4月1日時点で、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等（初度検査年月平成24年3月以前）を所有している場合は、上記表の③重課税率となります。

軽自動車税（種別割）のグリーン化（軽課）について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で一定の基準（下記④～⑥のいずれか）を満たした車両については、下記の表のとおり税額が軽減されます。ただし、税が軽減されるのは1年度のみです。

車 種 区 分				税 額（年税額）			
				標準税率	75%軽減 ④	50%軽減 ⑤	25%軽減 ⑥
軽自動車 （660cc以下）	三 輪			3,900円	1,000円	2,000円 （※1）	3,000円 （※1）
	四輪以上	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	-	-
			営業用	3,800円	1,000円	-	-
		乗 用	自家用	10,800円	2,700円	-	-
			営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円

※1 乗用（営業用）の三輪のみが該当

④ 電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）

⑤ 乗用（営業用）：令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準90%達成車（※2）

⑥ 乗用（営業用）：令和2年度燃費基準達成車かつ令和12年度燃費基準70%達成車（※2）

上記※2…⑤、⑥については、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。